

岐阜県障がい者差別解消支援センターにおける相談状況

岐阜県障がい者差別解消支援センターの主な業務内容

- 地域相談員、市町村担当者からの差別に関する広域専門相談の受付、対応
- 障がい者、事業者からの差別に関する相談
- 地域相談員・市町村との連携
- 岐阜県障がい者差別解消調整委員会の事前調査・開催・調整
- 地域相談員、市町村担当職員にむけて研修会の開催
- 関係機関、各団体との連携

《連絡先》

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2-1 岐阜県福祉農業会館 5階

☎ 058-215-9747 (平日 9時00分~17時00分)

fax 058-277-7217

e-mail info@gifu-kaisho.jp



岐阜県障がい者差別解消支援センターの主な活動

■ 関係機関等との連携の構築

- 岐阜県弁護士会との連携（相談業務に対する指導・助言等）
- 岐阜県医師会との連携（相談業務に対する指導・助言等）
- 岐阜法務局人権擁護課との連携（相談業務の連携、擁護委員の啓発等）
- 岐阜労働局職業安定部職業対策課との連携（障がい者雇用促進法での連携）
- 民生委員・児童委員との連携（研修等を通じ法の啓発等の実施）
- 各種相談機関、相談窓口との連携（センターの活動周知、情報提供依頼等）

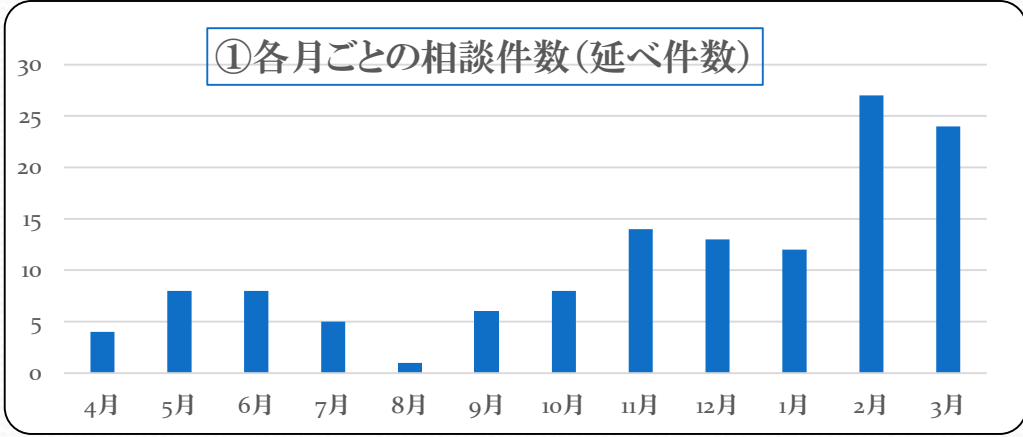
■ 各種研修・啓発等

- 市町村担当職員研修
- 出前講座
- 相談員、支援員研修会等での講義
- 福祉相談機関・事業所等への啓発

障害者差別で、相談を受けられたり、困っている方がお見えでしたら、センターをご紹介ください。

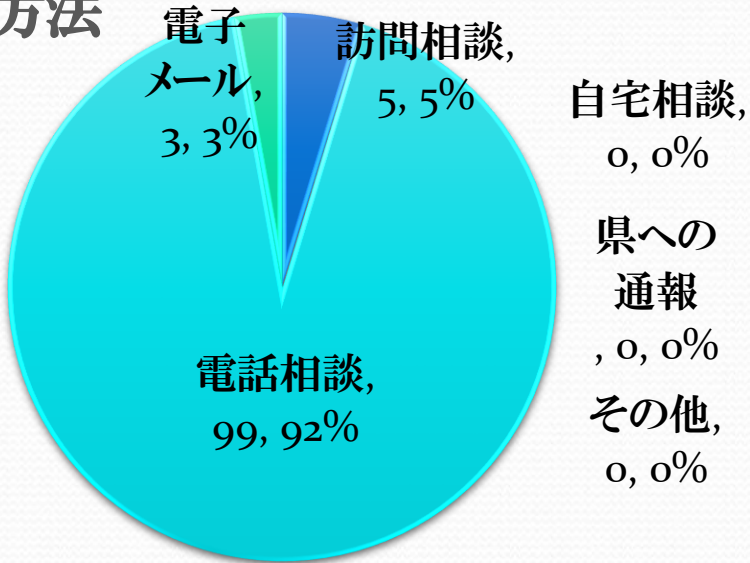
1-(1) 相談件数の推移等 (H29.4.1~H30.3.31)

- 現在までの相談状況は延べ131件。月当たり約11件。(H28年度76件)
- 本人からの相談が9割、相談方法も電話が9割、次にメールが続く。

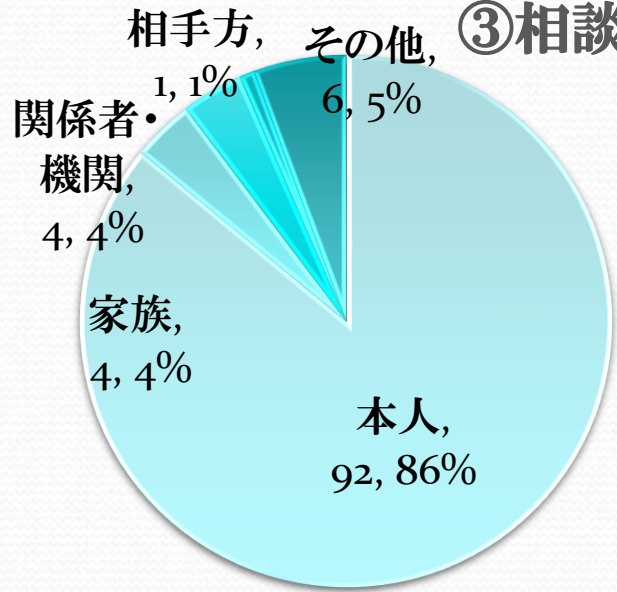


※相談案件には「法に違反するといえるもの」といえないもの」が含まれています。

②相談方法



③相談者別



1-(2) 相談案件内訳①(相談分野別の相談件数)

- 相談分野別では、近隣・地域によるものが増えており、ついで情報・コミュニケーションによるものが多い。(法に違反するとまでは言えない案件が多い)

相談分野	28年度 件数	29年度 件数
近隣・地域	0	27
教育	17	6
職場	14	5
建物や交通 機関	16	3
医療	3	3
福祉サービ ス	13	5
買い物や食 事	2	5
情報・コミュ ニケーション	4	11
その他	5	7
差別関係以 外	2	59
計	76	131

【近隣・地域】

- ・自治会の役員同士が、相談者に対し障がいで入院していたとウソのうわさを流された。

【情報・コミュニケーション】

- ・当センターのパンフレットに身体・知的障害者相談員があるのに、精神障がい者相談員が載っていないのは差別ではないか。

【福祉サービス】

- ・障がい者用トイレが健常者用のトイレと違いシャワーがついていない。

【教育】

- ・ある法人の試験実施団体の試験日で障がい者に対する配慮が足りず、正常に試験が受けられなかった。
- ・特別支援学校で高等部に上がるときの入学選考の日
に保護者を同伴させてほしい。

1-(2) 相談案件内訳②(主な相談内容別の相談件数)

- 主な相談内容としては、県や市町村に関するものが2割弱、民間事業者によるものは1割、昨年度は民間事業者によるものが約半数だった。その他は、差別解消法違反にあたらなないと考えられるもの(同じ内容で何度も電話がある人がいる)

主な相談内容	28年度 件数	29年度 件数
民間事業者に関するもの	40	17
市町村に関するもの	8	12
県の機関に関するもの	14	10
国の機関に関するもの	7	3
その他	7	89
計	76	131

【民間事業者に関するもの】

- ・ 民間試験団体における試験時の配慮
- ・ 家電販売店の対応について(出入禁止、物を売ってくれない)

【市町村機関に関するもの】

- ・ 市の図書館の利用に関するもの
- ・ 市の受付の対応に関するもの
- ・ 町のデマンドバスの利用

【県の機関に関するもの】

- ・ 警察官の行動に関するもの

【国の機関に関するもの】

- ・ 視覚障がいの方の認知機能検査の方法

【その他】

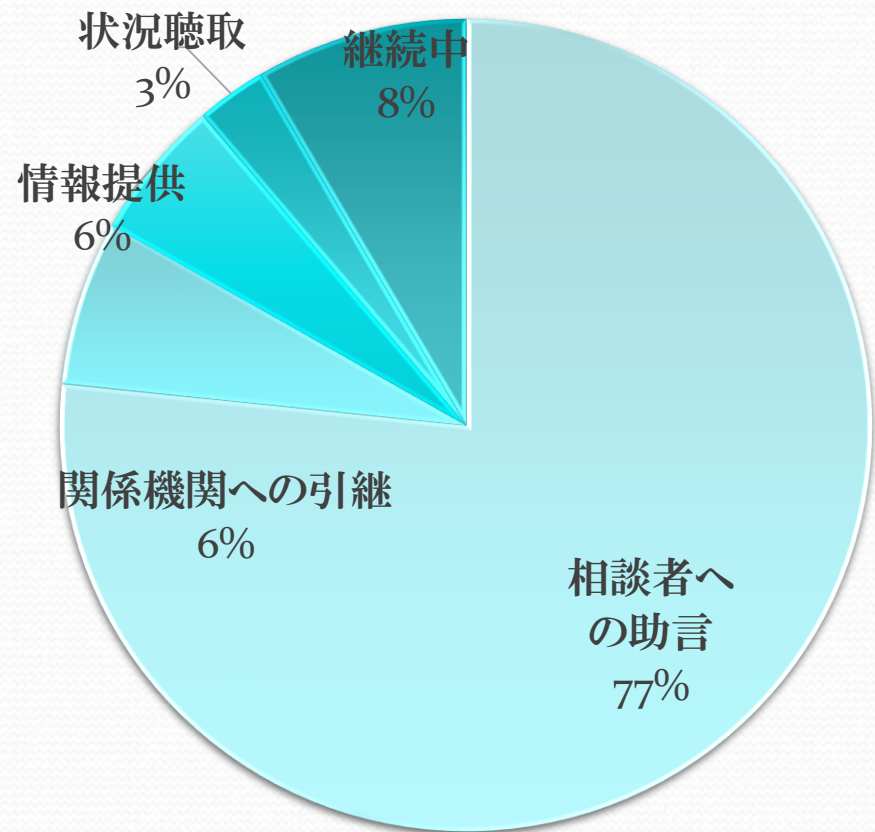
- ・ 自治会の障がいに対するうわさ

1-(2) 相談案件内訳③(相談案件に対する対応状況)

- 相談分野別の対応状況は、昨年同様相談者への助言・調整が最も多い。

相談分野別	相談件数 28年度	相談件数 29年度
相談者への助言・調整	40	101
関係機関への引継	14	8
相談者への情報提供	8	7
相談者からの状況聴取	7	4
継続中	7	11
計	76	131

相談分野別の相談件数



主な相談案件 ①(県・市町村関係)平成29年度



【相談者】障がい者のボランティア仲間【障がい種別】身体【相手方】図書館

【相談内容】

相談者は図書館の配架ボランティアを2階で行っている。その日はエレベータが点検中だった。車椅子の女性が一緒にいたが、受け付けにいた職員は声をかけなかった。ボランティアの男性2名が一緒にいたため、1人は車椅子をたたみ、もう一人が抱きかかえて階段を上った。ボランティア終了後も同じ方法で降りた。職員の声掛けなり、何らかの対応があって当然なのではとメールがあった。

【対応状況】

相談者に聴取し、氏名等が相手方に分かることを了承されたため図書館に状況確認をした。

【最終結果】

図書館の館長は、早急に対応が必要であるとして、図書館の休館日にエレベータ点検のために1名職員を配置し点検することにした。また、職員の配慮がなかったことで毎朝朝礼を行い、差別解消法についても研修を行った。

主な相談案件 ②(民間事業者関係)平成29年度



【相談者】本人【障がい種別】精神障がい(発達障がい)

【相手方】技能検定協会

【相談内容】

ファイナンシャルプランナー2級技能検定試験を受験するにあたり、障がいのこと、また受験日に感覚過敏に対する配慮を希望したが、配慮の内容が不十分で平常な状態で試験を受けることが出来ず、協会にメールで抗議した。協会から返答がなく当センターに相談がある。主催者側へ求めるものは

- ①障がいの特性に応じた適切な環境を提供してほしい。
- ②自分が受けた対応の説明を求めたい。
- ③ハンデをもった人が、他の健常者と同じように試験が受けられないため、本来の力が発揮できないことは差別だ。

【対応状況】

主催者の協会本部に事実を確認したところ、配慮が足りない部分があったので今後に生かしたいとの返答があり、相談者に伝えた。相談者は不合格で次期試験を行う事となった。その後主催者側から、再検討した試験時の配慮を当センターに参考として提供があった。

【最終結果】

相談者は協会側とやり取りし、環境整備など細部に渡る要望を聞き入れてもらい試験に臨んだ。

主な相談案件 ③（民間事業者関係）平成29年度



【相談者】市担当者（民間事業者への委託事業に係る相談）

【相談内容】

ひとり親家庭の子ども（経済的困窮者）対象に、定員20人程度の学習支援を行う予定。教師はNPO法人などのボランティア団体に委託予定で選定中である。障がいのある方が仮に応募されると、予算的にも指導的にも困難に思うが、どう対応したら良いか。

【対応状況】

事業を実施する際に、正当な理由なく障がいのある人を拒否することは、不当な差別に当たるため、対応方法をお伝えした。

仮に応募があり、過重な負担があり困難であった場合、障がいのある人に理由を説明し（事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用負担、財務状況など）、理由を（〇〇はできるが〇〇はできない。）説明する。できる限り代替方法がないか検討をすることが重要だと伝える。

【最終結果】

アドバイスして終結する。